

## 新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</b></p> <p><b>（特定譲渡制限付株式等の価額）</b>  <b>37の10・37の11共－9</b> 所得税法令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式のその譲渡についての制限が解除された日（<u>同日前に所得税法令第84条第1項《譲渡制限付株式の価額等》の個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に同条第2項第2号に規定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日</u>）における価額は、・・・・・・・・。</p> <p><b>（付与された権利の行使等により取得した株式等の価額）</b>  <b>37の10・37の11共－9の2</b> 所得税法令第109条第1項第3号に規定する所得税法令第84条第3項各号に掲げる権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日（同項第3号に掲げる権利の行使により取得した株式等にあつては、・・・・・・・・。  ・・・・・・・・。</p> <p><b>（新株予約権の行使により取得した株式の取得価額）</b>  <b>37の10・37の11共－11</b> 新株予約権の行使により取得した株式（発行法人から与えられた所得税法令第84条第3項第1号又は第2号に掲げる新株予約権で同項の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。）1株当たりの取得価額は、・・・・・・・・。  ・・・・・・・・。</p>	<p><b>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</b></p> <p><b>（特定譲渡制限付株式等の価額）</b>  <b>37の10・37の11共－9</b> 所得税法令第109条第1項第2号《有価証券の取得価額》に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式のその譲渡についての制限が解除された日における価額は、・・・・・・・・。</p> <p><b>（付与された権利の行使等により取得した株式等の価額）</b>  <b>37の10・37の11共－9の2</b> 所得税法令第109条第1項第3号に規定する所得税法令第84条第2項各号《譲渡制限付株式の価額等》に掲げる権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日（同項第3号に掲げる権利の行使により取得した株式等にあつては、・・・・・・・・。  ・・・・・・・・。</p> <p><b>（新株予約権の行使により取得した株式の取得価額）</b>  <b>37の10・37の11共－11</b> 新株予約権の行使により取得した株式（発行法人から与えられた所得税法令第84条第2項第1号又は第2号に掲げる新株予約権で同項の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。）1株当たりの取得価額は、・・・・・・・・。  ・・・・・・・・。</p>

改正後	改正前
<p><b>(合計所得金額等の計算)</b>  <b>37の10・37の11共-24</b> . . . . .</p> <p>(1) 所得税法第2条第1項第30号イ(2)に規定する「合計所得金額」には、. . . . .、所得税法第11条の2第2項《ひとり親の範囲》に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、. . . . .。</p> <p>① 1 . . . . .  2 . . . . .</p> <p>(2) 所得税法第120条第1項《確定所得申告》本文に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」、同法第121条第1項第1号《確定所得申告を要しない場合》に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」及び同条第3項に規定する「その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」には、. . . . .</p> <p><b>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</b></p> <p><b>(価格公表者)</b>  <b>37の11の3-9</b> . . . . .、ブローカー（銀行、証券会社等のように、金融資産の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の受託をする業者又は自己が買手若しくは売手となって店頭で金融資産の売買を成立させる業者をいう。次項において同じ。）の公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格が<u>その時における価額を表すもの</u>として一般的に認められている状態にあることをいうのであるから、. . . . .</p> <p><b>(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)</b>  <b>37の11の3-10</b> . . . . .</p> <p>(1) 複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した当該取得の日における最終の売買の価格（<u>当該取得の日の社債の取引情報により</u>日本証券業協会が公表する約定単価を基に算定した平均値又は中央値を含む。）又は最終の気配相場の価格（<u>当該取得の日の気配値に基づいて</u>日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値を含む。）</p>	<p><b>(合計所得金額等の計算)</b>  <b>37の10・37の11共-24</b> . . . . .</p> <p>(1) 所得税法第2条第1項第30号に規定する「合計所得金額」には、. . . . .、所得税法第11条第2項《寡婦の範囲》及び第11条の2第2項《寡夫の範囲》に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、. . . . .。</p> <p>① 1 . . . . .  2 . . . . .</p> <p>(2) 所得税法第120条第1項《確定所得申告》本文に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」及び同法第121条第1項第1号《確定所得申告を要しない場合》に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」には、. . . . .</p> <p><b>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</b></p> <p><b>(価格公表者)</b>  <b>37の11の3-9</b> . . . . .、ブローカー（銀行、証券会社等のように、金融資産の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の受託をする業者又は自己が買手若しくは売手となって店頭で金融資産の売買を成立させる業者をいう。次項において同じ。）の公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格が<u>公正価格（第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格をいう。次項において同じ。）</u>として一般的に認められている状態にあることをいうのであるから、. . . . .</p> <p><b>(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)</b>  <b>37の11の3-10</b> . . . . .</p> <p>(1) <u>公正価格を提供するため</u>複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した当該取得の日における最終の売買の価格（日本証券業協会が公表する<u>社債の取引情報における</u>約定単価を基に算定した平均値又は中央値を含む。）又は最終の気配相場の価格（日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値を含む。）</p>

改正後	改正前
<p>(2) . . . . .</p> <p>(3) ブローカーによって継続的に提示されている時価情報等のうち当該取得の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格（株式以外の有価証券については、当該ブローカーによって提示された合理的な方法により計算した価格を含む。）</p> <p><b>措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係</b></p> <p><b>（適用を受けた場合の効果）</b></p> <p><b>37の11の5-1</b> . . . . .、措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下37の11の5-4までにおいて「源泉徴収選択口座」という。）につき有する措置法第37条の11の5第1項各号に掲げる各種所得の金額又は損失の金額（以下37の11の5-4までにおいて「所得又は損失の金額」という。）は、. . . . .</p> <p>(1) 所得税法第2条第1項第30号イ(2)に規定する「合計所得金額」</p> <p>(2) 所得税法令第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) 所得税法第121条第1項第1号に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」</p> <p>(5) . . . . .</p> <p><b>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》共通関係</b></p> <p><b>（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡損失）</b></p> <p><b>37の14の2-2</b> . . . . .</p> <p>(注) 未成年者口座を開設している居住者等（以下37の14の2-10までにおいて「未成年者口座開設者」という。）がその年の3月31日において18歳である年（以下37の14の2-15までにおいて「基準年」という。）の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに未成年者口座又は措置法第37条の14の2第5項第5号に規定す</p>	<p>(2) . . . . .</p> <p>(3) ブローカーによって継続的に提示されている公正価格のうち当該取得の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格（株式以外の有価証券については、当該ブローカーが公正価格として提示する合理的な方法により計算した価格を含む。）</p> <p><b>措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係</b></p> <p><b>（適用を受けた場合の効果）</b></p> <p><b>37の11の5-1</b> . . . . .、同法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下37の11の5-4までにおいて「源泉徴収選択口座」という。）につき有する同法第37条の11の5第1項各号に掲げる各種所得の金額又は損失の金額（以下37の11の5-4までにおいて「所得又は損失の金額」という。）は、. . . . .</p> <p>(1) 所得税法第2条第1項第30号に規定する「合計所得金額」</p> <p>(2) 所得税法令第11条第2項及び同令第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) 所得税法第121条第1項に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」</p> <p>(5) . . . . .</p> <p><b>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》共通関係</b></p> <p><b>（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡損失）</b></p> <p><b>37の14の2-2</b> . . . . .</p> <p>(注) 未成年者口座を開設している居住者等（以下37の14の2-10までにおいて「未成年者口座開設者」という。）がその年の3月31日において18歳である年（以下37の14の2-15までにおいて「基準年」という。）の前年12月31日までに未成年者口座又は措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座（以下37の14の2-13</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る課税未成年者口座(以下37の14の2-13までにおいて「課税未成年者口座」という。)につき同条第6項に規定する契約不履行等事由(以下37の14の2-15までにおいて「契約不履行等事由」という。)が生じたことにより、……………。</p> <p><b>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)</b>  <b>37の14の2-4</b> ……………。</p> <p>ただし、基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じたことにより、……………。</p> <p>(1) ……………  ……………</p> <p>(2) ……………  ……………</p> <p>(3) ……………  ……………</p> <p><b>(課税未成年者口座の開設及び廃止)</b>  <b>37の14の2-5</b> ……………。また、未成年者口座につき措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由(以下この項において「未成年者口座等廃止事由」という。)が生じた場合又は課税未成年者口座につき同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由(以下この項において「課税未成年者口座等廃止事由」という。)が生じた場合には、……………。</p> <p>④1 ……………。</p> <p>2 未成年者口座につき未成年者口座等廃止事由が生じたため又は課税未成年者口座につき課税未成年者口座等廃止事由が生じたため課税未成年者口座が廃止される場合で、……………、措置法令第25条の10の2第14項第30号の規定に基づき、……………。</p> <p><b>(措置法令第25条の13の8第10項各号に掲げる譲渡があった場合)</b>  <b>37の14の2-9</b> 基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに、……………。</p> <p>(1) ……………。</p> <p>(2) ……………。</p>	<p>までにおいて「課税未成年者口座」という。)につき措置法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由(以下37の14の2-15までにおいて「契約不履行等事由」という。)が生じたことにより、……………。</p> <p><b>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)</b>  <b>37の14の2-4</b> ……………。</p> <p>ただし、基準年の前年12月31日までに未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じたことにより、……………。</p> <p>(1) ……………  ……………</p> <p>(2) ……………  ……………</p> <p>(3) ……………  ……………</p> <p><b>(課税未成年者口座の開設及び廃止)</b>  <b>37の14の2-5</b> ……………。また、未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、……………。</p> <p>④1 ……………。</p> <p>2 未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じたため課税未成年者口座が廃止される場合で、……………、措置法令第25条の10の2第14項第29号の規定に基づき、……………。</p> <p><b>(措置法令第25条の13の8第10項各号に掲げる譲渡があった場合)</b>  <b>37の14の2-9</b> 基準年の前年12月31日までに、……………。</p> <p>(1) ……………。</p> <p>(2) ……………。</p>

改正後	改正前
<p>(3) ……。</p> <p>(合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするものの受入れ)</p> <p><b>37の14の2-12</b> ……、契約不履行等事由に該当することとなる。</p> <p><u>(注) この場合であっても、当該契約不履行等事由が生じた日が令和6年1月1日以後である場合には、措置法第37条の14第6項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲)</p> <p><b>37の14の2-13</b> ……、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設している居住者等の基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに生じた次の(1)又は(2)に掲げる事由をいうことに留意する。</p> <p>(1) ……</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……。</p> <p>ホ ……。</p> <p>(2) ……</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……。</p> <p>ホ ……。</p> <p>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等)</p> <p><b>37の14の2-14</b> 基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p>	<p>(3) ……。</p> <p>(合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするものの受入れ)</p> <p><b>37の14の2-12</b> ……、契約不履行等事由に該当することとなる<u>ことに留意する。</u></p> <p>(遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲)</p> <p><b>37の14の2-13</b> ……、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設している居住者等の基準年の前年12月31日までに生じた次の(1)又は(2)に掲げる事由をいうことに留意する。</p> <p>(1) ……</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……。</p> <p>ホ ……。</p> <p>(2) ……</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……。</p> <p>ホ ……。</p> <p>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等)</p> <p><b>37の14の2-14</b> 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p><b>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算)</b></p> <p><b>37の14の2-15</b> 基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合における課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算に当たっては、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>(5) . . . . .</p> <p><b>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の適用を受けた場合の効果)</b></p> <p><b>37の14の2-16</b> . . . . .</p> <p>(1) 所得税法第2条第1項第30号イ(2)に規定する「合計所得金額」</p> <p>(2) 所得税法令第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>(5) . . . . .</p> <p><b>(重ねて開設された未成年者口座で行われた取引の取扱い)</b></p> <p><b>37の14の2-20</b> . . . . .、それらの未成年者口座のうちいずれか一つの未成年者口座のみが同条の規定の適用を受ける未成年者口座として取り扱われ、. . . . .</p>	<p>(3) . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p><b>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算)</b></p> <p><b>37の14の2-15</b> 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合における課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算に当たっては、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>(5) . . . . .</p> <p><b>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の適用を受けた場合の効果)</b></p> <p><b>37の14の2-16</b> . . . . .</p> <p>(1) 所得税法第2条第1項第30号に規定する「合計所得金額」</p> <p>(2) 所得税法令第11条第2項及び第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>(5) . . . . .</p> <p><b>(重ねて開設された未成年者口座で行われた取引の取扱い)</b></p> <p><b>37の14の2-20</b> . . . . .、それらの未成年者口座のうちいずれか一つの未成年者口座のみが措置法第37条の14の2の規定の適用を受ける未成年者口座として取り扱われ、. . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>(重ねて開設された未成年者口座の判定)</b>  <b>37の14の2-21</b> ……、次に掲げる時又は日が最も早い未成年者口座を同条の規定の適用を受ける未成年者口座として取り扱うこととする。</p> <p>(1) ……  (2) ……  (3) ……  (4) ……</p>	<p><b>(重ねて開設された未成年者口座の判定)</b>  <b>37の14の2-21</b> ……、次に掲げる時又は日が最も早い未成年者口座を措置法第37条の14の2の規定の適用を受ける未成年者口座として取り扱うこととする。</p> <p>(1) ……  (2) ……  (3) ……  (4) ……</p>
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>(新 設)</b></p>
<p><b>(経過期的取扱い等…改正通達の適用時期(1))</b>  <u>この法令解釈通達による改正後の37の10・37の11共-9の2及び37の10・37の11共-11の取扱いは、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)の施行の日から適用する。</u></p>	<p><b>(新 設)</b></p>
<p><b>(経過期的取扱い等…改正通達の適用時期(2))</b>  <u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)の施行の日の前日までの間におけるこの法令解釈通達による改正後の37の10・37の11共-9の取扱いについては、「同条第2項第2号」とあるのは、「同項第2号」とする。</u></p>	<p><b>(新 設)</b></p>